

| | |
|--------------|--|
| Title | 司法的人権救済論 |
| Author(s) | 井上, 典之 |
| Citation | 大阪大学, 1996, 博士論文 |
| Version Type | |
| URL | https://hdl.handle.net/11094/39653 |
| rights | |
| Note | 著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について <a>〉 をご参照ください。 |

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

| | |
|---------------|--|
| 氏 名 | 井 上 典 之 |
| 博士の専攻分野の名称 | 博 士 (法 学) |
| 学 位 記 番 号 | 第 1 2 2 0 5 号 |
| 学 位 授 与 年 月 日 | 平 成 8 年 1 月 5 日 |
| 学 位 授 与 の 要 件 | 学 位 規 則 第 4 条 第 2 項 該 当 |
| 学 位 論 文 名 | 司 法 的 人 権 救 済 論 |
| 論 文 審 査 委 員 | (主査) 教 授 松 井 茂 記 (副査) 教 授 中 山 勲 教 授 村 上 武 則 |

論 文 内 容 の 要 旨

序章「人権救済と憲法訴訟論」においては、以下のような問題提起を行う。司法審査をめぐる議論としての憲法訴訟論の隆盛に対して展開された批判論は、もう一度出発点に立ち戻って「人権保障のための憲法訴訟」という観点から問題を見直すことが必要ではないかという注意を喚起する。そこで、従来の憲法訴訟論はどのようにして「人権の裁判的保障」を行おうとしていたのかという点については憲法訴訟論が展開される以前の段階で既に決着済みのものとされていた。つまり、付随的審査制→前提問題としての合憲性審査→違憲の場合は無効として違憲法令の適用排除、という方法である。しかもそこには、司法審査は実定訴訟法上適法に提起された具体的争訟事件の中でのみ認められるにすぎないという限定が付されている。その結果、憲法訴訟論は必然的に審査基準論中心に議論が展開されることになるが、はたしてそのような狭い範囲の議論で憲法訴訟論が当初目指していた「人権の裁判的保障」が十分に達成されるのか。従来の枠組み・限定にとらわれず、「憲法上保障された人権をめぐる紛争が事件・争訟性に当たる」と解することができるのであれば、審査基準以外の場面でも実体的人権価値は当然に問題になってくるのではないか。また、そのように紛争そのものとの考え方が変われば、裁判的保障の方法、つまり司法的救済方法も変わるのではないか、そして、実体的人権価値・利益の侵害に対する司法的救済方法は、違憲→無効→適用排除の方法だけでよいのか、それとも従来とは異なる救済方法があるのか、といった問題が提起できる。

第一部「憲法訴訟の出口について」においては、我が国の憲法訴訟論および人権論を上述の問題提起との関連で検討する。

第一章「『憲法訴訟』論における欠缺？」では、従来の議論においては司法的救済方法についての検討が欠落していたのではないかという点を指摘する。そして第二章「違憲審査の『出口』論」においては、そのような司法的救済方法を論ずるための前提問題として、従来から違憲審査の出口と関連すると考えられてきた議論の整理を行う。「違憲判断の方法」論は、人権保障を直接目指したのではなく、合憲限定解釈＝文面上判断→適用違憲＝適用上判断→法令違憲＝文面上判断という違憲判断の方法についての優先順序を示すための政策的議論にすぎず、しかも、その議論の基礎をなす司法消極主義の思想（文面上判断を回避しようとする考え）とも矛盾する。「違憲判決の効力」論は、最高裁が法

令違憲の判断を下した場合の法令それ自体の効力（あるいは訴訟とはある種無関係の法令の運命）についての議論であり、違憲法令の裁判規範性の否定という意味では個別的効力が憲法解釈としては妥当になるのだが、それは人権侵害に対する司法的救済の方法を論ずるものではない。そこで、人権侵害に対する司法的救済方法を探求するためには、法令違憲であれ適用違憲であれ、裁判所が違憲判断を下したならば、問題とされた法令の運命についてではなく、具体的事件の後始末としてどのような措置を命ずることができるのかという「違憲判断の後始末」の問題を検討しなければならないことになる。第三章「判決の方法」では、この点と関連して、定数訴訟において展開された「事情判決の法理」に基づく一種の違憲性確認と「合理的期間論」に基づく一種の違憲警告、立法的不作為との関係で論じられる違憲性確認というものを検討する。それらの方法は、従来の違憲→法令の裁判規範性の否定とは異なり、違憲→但し法令の裁判規範性を否定しないものとして、憲法訴訟における新たな判決手法であるかのように既に議論されているが、侵害されている人権の救済のために考え出されたものではなく、所詮、既存の訴訟制度の活用を前提に、違憲＝無効という方法では処理しきれない問題を回避するために展開されているにすぎない。結局、「違憲判断の後始末」という問題は、単に一般的に違憲判断に対する事後措置というものを問題にするだけでは不十分で、より具体的に、問題となっている実体的人権価値・利益と関連させて、裁判所が自らの権限の範囲内にとどまりつつ、具体的争訟事件において侵害されている人権救済のためにいかなる措置をとり得るのか、という点を考察しなければならない。第四章「裁判所による救済方法」では、以上の議論をふまえた上で、「違憲判断の後始末」の問題について、「司法権の概念」の考察と救済されるべき人権の具体的内容の考察という二つの側面からの検討を行う。そして、それらの点について従来から展開されてきた「司法権の本質」として論じられる事件性の要件、行政権との関係で論じられる司法権の限界論は、そもそも裁判所が介入し得る紛争の選別機能を果たすだけで、直接救済段階に影響を及ぼすものではなく、むしろ、裁判上保護・実現されるべき実体的権利の内容についての問題が直接前面に押し出されてくる。ところが、従来の人権論はそのような問題に答えてはならず、実体的人権規定を違憲審査の基準として機能させる議論しか展開していない。そこで、人権規定を客観法原則としてだけでなく（これだけでは所詮人権規定は司法審査の物差しとしてしか機能しない）、問題とされる個別の具体的権利（あるいは主観的権利）として解釈することによって、実体的人権価値・利益を国家のどの機関がどのような方法で実現するのかを検討することの必要性を指摘し、司法的救済方法を導く指針としての具体的な給付請求権（たとえば不作為請求権あるいは作為請求権）ないしは違憲性確認請求権とするための前提・条件の探求の重要性を検討することで、司法的救済方法についての問題に答えられるのではないかと帰結する。

第二部「公共訴訟と司法的救済」においては、アメリカにおいて憲法上の権利侵害に対して裁判所が積極的な救済策を展開した「公共訴訟」ないしは「制度改革訴訟」についての判例および学説を検討する。

第六章「アメリカでの現代型訴訟としての公共訴訟」では、裁判所の積極的救済策に関して総論的に一般的な特徴および問題点を検討する。アメリカでの近代国家から現代国家への移行という現象に伴い出現してきた公共訴訟という新たな裁判所の積極的活動は、入口段階で一般的・包括的な憲法上のルールに基づく抽象的な権利が裁判所の活動を根拠づけ、出口段階では当該権利を実現するために詳細かつ具体的な内容の積極的救済策が展開される。そこでは、具体的争訟事件の流れの中の一連の作業を統一的にとらえ、そこから憲法上の権利についての実体的内容が形成されていくことになる。アメリカでは、権利侵害認定の段階と救済策定式化の段階は区別され、それぞれを異なった原則が支配するものと考えられているが、両者は抽象的な憲法上の権利→その権利の具体化という関係に立ち、特に救済策定式化の段階ではそれに先行する抽象的権利の侵害の認定に拘束されることになる。そのような救済策定式化の段階での裁判所の活動は、まさに抽象的な憲法上の権利の具体的内容の画定、および、その具体的内容を実現するための機関相互間の権限配分を、それに先行する侵害認定の段階で定式化される憲法上のルールの解釈を通して行っている。要するに、抽象的・客観的な人権規範の解釈によって、具体的な権利・利益の内容、当該利益実現のための機関相互の権限配分が画定されることになるのである。第七章「受刑者の人権と制度改革訴訟」では、これらの具体例としての刑務所改革の事例を、判例およびそれに対応する形で展開された学説を通して検討する。もちろん公共訴訟とされる事例では、権利侵害認定段階で問題となる憲法上のルールが一般的・抽象的であることから、訴訟の入口の段階での問題も提起される。そこで、第八章「司法的救済、原告適格そして公共訴訟」では、入口段階、特に原告適格などの訴訟要件の審査段階で訴

えが退けられた連邦最高裁のLyons判決の検討を中心に、公共訴訟の真の問題は入口にあるのではなく、入口を問題にして司法的救済の道を閉ざすのは妥当ではないということを指摘する。第九章「公共訴訟における裁判所の権限拡大の試み」では、公共訴訟の根底にある人権規範の客観規範性の裁判的保障を目指し、裁判所が定式化した積極的な救済策を裁判所自身が実現するための積極的な方法（具体的には財源確保のための間接的な司法的課税措置）が展開され、一定の前提の下に連邦最高裁もそれを是認することの問題を検討する。

終章「人権保障機関としての裁判所」では、本論文の検討において出てきた結論を述べる。

まず、従来展開されてきた憲法訴訟論の枠内では、「人権の裁判的保障」は、とりわけ人権侵害に対する司法的救済方法という点で十分達成されるとはいえない。次に、人権侵害に対する司法的救済方法の考察のためには、人権規定を単に客観法原則としてとらえるだけでなく、個人の具体的権利として実体的人権規定によって保障されているどのような利益がどのような方法で侵害されているのか、また、当該利益について、国のどの機関がどのような方法で、そして、どこまで具体化し、保護しなければならないのか、という人権解釈そのものが直接考察対象にされなければならない。さらに、人権規定の解釈が司法的救済方法を考える際にも重要なポイントになるという点は、日本の司法権・司法審査の母国とされているアメリカでも類似の展開が示されている。但し、人権規範の客観規範性が認められはじめ、その裁判的保障を目指して展開されるアメリカでの公共訴訟とは異なり、日本では逆に、個別的権利侵害に基づく個人の権利保護を出発点として司法的救済方法を考えることが必要であるということから、拡大傾向を持つアメリカの司法権についての議論（特に、政治部門に対する司法権の積極的活動）は必ずしも参考にならない。そして最後に、前述の意味での人権解釈、そしてそれに基づく、あるいはそれを通しての憲法訴訟論の展開は、民主主義を基礎として展開される制度的司法権概念論による問題提起（つまり、裁判所は人権保障機関ではなく、代表民主主義を補完する機関ではないか、とするもの）に対して一つの回答を提示することになる。というのも、前述のような憲法訴訟論の展開は、裁判所がとどまっていなければならない範囲と裁判所が活動すべき具体的内容を、人権解釈を通して画定することになるからである。

論文審査の結果の要旨

本論文は、憲法訴訟において人権救済のためにどのようなことができるかという観点から、憲法訴訟の出口の問題に焦点をあて、アメリカにおける状況を参照しながら、これまでの日本の学説の対応を批判的に検討したものである。

憲法学においては、裁判所による人権救済という視点からこのところ憲法訴訟理論の展開に力を注いできたが、まだ十分検討されていない問題が数多く存在する。その一つが、ある法律が憲法に違反するとして裁判所がその法律を無効とすると、人権を侵害された当事者である国民にどのような救済が与えられるかという問題である。従来このような問題は、違憲とされた法律の効力の問題などとして議論されてきた。しかし本論文は、これまでの議論では、具体的な当事者の人権救済として不十分だったと考える。そこで本論文は、この問題を憲法訴訟の「出口」の問題と捉え、違憲とされた法律を無効としただけでは当事者の人権救済とならない場合や、政府の不作为が問題とされている場合などを中心に、どのような救済が可能かを検討する。そして、その際、本論文が比較参照の素材としたのが、アメリカにおける公共訴訟ないし制度改革訴訟を巡る判例・学説の展開である。アメリカでは、公立学校における人種別学級の解消、刑務所における受刑者の権利侵害の是正、警察官による人種差別的慣行の是正などを求める訴訟が急増し、これらの訴訟を通じて裁判所は、被害を受けた特定の個々の被害の賠償というよりは、制度自体の改革を目指して、救済の問題に継続的かつ積極的に関与することを求められた。そして、これにより、アメリカでは、裁判所による救済の問題に光が当てられることとなった。本論文は、これを手がかりに、日本で人権救済のために裁判所に何ができるのかを考察するための基礎的な枠組みを探ろうとしたものである。

本論文は、これまであまり光を当てられることのなかった救済の問題に光を当てている点、および法律で定められた救済手段に満足せず、憲法的な次元において裁判所による救済を求めようとしている点で、非常に大きな意義を持って

いる。本論文の成果は、憲法訴訟の手続を、法律で定められた手続を超えて憲法次元で検討しようとする他の学説の契機となり、さらには、人権侵害の確定のレベルから救済のレベルへと憲法訴訟の議論を進める大きな契機となった。このように本論文は、憲法学界に多大な影響を与え、憲法学界の水準を大きく引き上げたといえることができる。

このことから、本論文は、博士（法学）に十分値するものと判断される。